

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項等に関する特例民法法人に対する指導指針について

平成 20 年 12 月 25 日
特例民法法人に関する事前
届出に係る関係府省申合せ
平成 26 年 5 月 30 日
一 部 改 正

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）附則第 12 条並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「独法通則法」という。）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理政令」という。）第 32 条及び附則第 3 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号。以下「役員政令」という。）第 18 条及び附則第 2 条、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条及び附則第 2 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 2 条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、下記のとおり、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）に対する指導を行うこととする。

記

1. 趣旨

国公法第 106 条の 24 第 1 項（独法通則法第 54 条の 2 第 1 項により準用されるものを含む。）の規定により、管理職職員であった者及び特定独立行政法人の役員であった者においては、その離職後 2 年間、公益法人のうち、「国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるもの」の「役員その他の地位であって政令で定めるもの」に就こうとする場合には、内閣総理大臣（内閣官房内閣人事局内閣参事官（高齢対策・退職管理担当））にあらかじめ届け出なければならないこととされており、国公法第 113 条第 2 号（独法通則法第 54 条の 2 第 1 項により準用されるものを含む。）の規定により当該届出をしない場合等には 10 万円以下の過料に処されることとされている。

また、改正法附則第 12 条（改正法附則第 10 条により準用されるものを含む。）

の規定により、特例民法法人も公益法人に含むこととされていることから、以上については特例民法法人に対しても同様に適用されることとされている。

2. 指針の内容

特例民法法人を所管する各府省においては、所管する特例民法法人のうち、密接関係法令に規定する「国と特に密接な関係があるもの」（以下「密接特民法人」という。）に関して、以下の措置を講ずる。

- ① 所管する特例民法法人の「役員その他の地位であって政令で定めるもの」として退職管理政令第 28 条及び役員政令第 14 条に規定するものに、管理職職員であった者及び特定独立行政法人の役員であった者が就こうとする場合において、当該者から当該法人に対して、当該法人が密接特民法人であるか否かについて問合せがあった場合には遅滞なく回答するよう指導すること。
- ② 所管する特例民法法人において、密接特民法人であるか否かに関する書類（形式を問わない。）を作成・公表し、毎年、事業年度の終了後原則として3ヶ月以内に当該書類について更新するよう指導すること。
- ③ 所管する特例民法法人において、①の問合せに対する回答及び②の書類の作成・公表並びに更新に当たっては、密接関係法令に基づき、一般の閲覧に供されている直近の事業年度の決算に基づき行うよう指導すること。
- ④ 所管する特例民法法人において、②の書類の作成・公表並びに更新が行われた場合には、遅滞なく、電子メール等により、次の報告先に密接特民法人であるか否かに関する書類を報告するよう指導すること。

<報告先>

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣官房内閣人事局内閣参事官（高齢対策・退職管理担当）

- ・ 電話番号：03-6257-3765
- ・ 電子メール：koeki-hokoku@cas. go. jp

以上